

保管用地の届出制度の概要

(平成23年4月)

京都市環境政策局事業系廃棄物対策室

事業者の皆様が自ら行う事業活動で生じた産業廃棄物を保管しようとするときは、あらかじめ、必要な事項を京都市へ届け出なければなりません。この度、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例の一部改正により、保管用地の届出制度を以下のように改めました。届出制度の詳細は、「保管用地の届出の手引」を御確認ください。

(下線部が、平成23年4月1日から新たに施行されました。)

① 次に掲げる要件を全て満たす場合は、保管についての届出が必要です。

- 自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物の保管
- 事業場の外（排出場所以外の場所）での保管
- 300平方メートル以上の保管用地での保管

- ・ 建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管 → 法律による届出が必要です。
- ・ 建設工事以外の事業活動に伴い生じる産業廃棄物の保管 → 条例による届出が必要です。

※平成23年4月1日現在、すでに条例による届出をされている方で、建設工事中から発生した産業廃棄物を保管されている方は、平成23年6月30日までに、法律による届出を新たに行ってください。

② 次に掲げる保管については、届出の必要がありません。

- 産業廃棄物を排出した場所での保管
- 面積が300平方メートル未満である保管用地での保管
- 産業廃棄物処理業の積替保管施設や中間処理施設の敷地内での保管
- 設置許可を受けた産業廃棄物処理施設の敷地内での保管
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

④ 非常災害のために必要な応急措置として、自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物を保管した場合は、保管後14日以内に届け出なければなりません。

届出の有無にかかわらず、産業廃棄物の収集、運搬、処分に係る保管を行う場合は、法律による処理基準を遵守することが義務付けられています。また、自ら行う処理の過程で生じた産業廃棄物であっても、条例により運搬の際には運搬指示票の交付・携行が義務付けられています。適正な産業廃棄物の処理を心がけてください。

京都市環境政策局事業系廃棄物対策室

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384ヤサカ河原町ビル7階

電話 075-366-1394/FAX 075-221-6550